

平成17年度第3回秋田市行政改革推進市民委員会議事録

日時：平成17年10月5日（水）

時間：10：00～12：00

会場：第2委員会室

1 開 会

2 議 事

- (1) 使用料・手数料・利用料等市民の負担の水準とその具体的内容について
（施設のランニングコストとイニシャルコストについて）
（行政コストの縮減について）

事務局：資料により説明

- ・行政サービス負担区分のイメージ
- ・使用料・手数料等調査一覧
- ・住民票交付コストの計算例
- ・受益と負担の適正化について（たたき台）

（議事内容）

御牧会長：ここまでの事務局の説明に対し、質問、意見等はありませんでしょうか？

門間委員：資料「使用料・手数料等調査一覧」に記載されている「土地建物等A」とは購入費か、減価償却費か？

事務局：土地や建物に係るコストを指しているものであり、仮に貸付けする場合の年間費用をあげている。計算上、台帳価格というものがあって、土地については、その3/100であり、建物については、その7.21/100を年間コストとした。

財政部長：仮に土地、建物を借りた場合に支払う金額を換算した場合のものである。

細川委員：資料「たたき台」の3の(2)の で施設使用料をA、B、C、Dの4つに分類しているが、それぞれで示している負担割合のパーセンテージの関わりと、実際の施設使用料の間に差があり過ぎて、どこまでをコストと考えるかが課題だ。条例で定める使用料の金額の算定方法はそのようになっているのか？何が適正価格なのかよくわからない。

進藤委員：資料で示されたコストと使用料の関係は、イメージと現実の違いなのか、あるいはあるべき姿と現実との違いであると思う。

細川委員：コストの基になる金額に何をカウントしていくのかよくわからない。維持管理費に関するデータが出ているが、これで100%ではないだろうから、受益者負担の適正化について考えるのが難しい。例えば、旭川市の旭山動物園のように、入園者が増加すれば、一件あたりのコストも変わってくるだろう、一

概に金額だけで把握できるものなのか？

総務部長：原価の捉え方については、減価償却費を含めるのか、維持管理費のみにしぼるのか、検討する必要があるであろう。適正価格につながるコスト削減については、二つの考え方がある。一つは、営業努力によりお客さんを増やし、一件あたりのコストを安くする方法、もう一つは、経費削減で、人件費を減らし一件あたりのコストを安くする方法である。受益者負担の適正化については、経営努力によるトータルコストの節減と、利用者の負担の増と両方のアプローチで行うべきである。

細川委員：資料「行政サービス負担区分のイメージ」のD（私益的・選択的サービス）について、どう計算すれば100%になるのか？出し方がよく分からなかった。

進藤委員：事務局が作成した資料は、私なりにはよく分かるし、よくまとめられている。C区分の保育所の人件費について聞き逃したので、後ほど教えていただきたい。

細川委員の考え方では、施設の運営に係る原価料金をそのまま利用料にすれば、適正な料金ということになるのか？例えば、体育館などの施設は、A（公益的・必需的サービス）とするのは、費用対効果、受益者負担という観点から論じてもよくない。適正な負担という点では、土地、建物等に係る費用はコストからは必ず必要があるのではないか。コストとしては、維持管理費と人件費でないと無理があるのではないか。

また、過去の経緯等いろいろな制約条件があるにしても、現行の料金は安いと感じる。たたき台の中には「激変緩和措置」という文言が何度か使用されていたが、このような言葉はあまり多用しない方が良いのではないか。議会等の反対も想定されるであろうが、切れるコストを切ったうえで適正な負担を計算し、コスト削減を前提に、引き上げが必要なものについては、料金の引き上げをしていく方向でよいと考える。

阿部委員：住民票の発行手数料が300円というのは、コピー代のイメージがあるため、感覚的には高いと思っていたが、資料「住民票交付コストの計算例」をみると、決してそうではないことが分かった。市民の多くは、住民票1枚にこれほどのコストがかかっていることが分らないので、市民に十分PRして認知させた上で料金を引き上げていくべきと考える。斎場など絶対に必要なものは、市民によく理解していただいて、料金を上げる分にはかまわないと考える。使用料・手数料等については、他都市とのバランスを考えながら、必要なものは上げていくべきである。

門間委員：住民票の交付に係る人件費は年約1千6百万円と考えてよいのか？

総務部長：そのとおりである。進藤委員の質問に答えさせていただくが、保育所については、公立と私立とで原価に差があるのは人件費の差と考えていただきたい。

御牧会長：事務局の説明に対する質問等はこれくらいにして、受益と負担について意見交換をお願いします。

島澤委員：資料「行政サービス負担区分のイメージ」のDに分類される施設の受益者負

担が100%ということになると、これは経済用語でいう「私的財」ということになる。その場合、なぜ、その施設を行政でやっていく必要があるのかという議論につながる。「私的財」であるならば、行政で行うのではなく、民間に払い下げるとかした方がよい。それぞれの施設には政策目的があったと思うが、それぞれの施設の必要性を整理していくべきである。

「公共財」は、行政にしか出来ないものであり、それを100%の負担とするのは、行政の趣旨とは違うのではないか？公共財は、税で人件費を賄っているのだから、利用時のコストにまで人件費を含めるのはいかがなものか？

総務部長：政策目的の観点からは、行政が作らなければ、体育館はなかったであろうというように、それぞれの施設の政策目的は当然あったものである。しかしその後、使う人と使わない人がいるのに、全部タダでいいのか？受益を多く受ける人に多く負担してもらい、適正な費用負担はどうあるべきか、どのくらいの費用負担が適正かということでイメージを示したものであり、委員の皆さんからご意見をいただいているものである。こちらとしては、島澤委員の意見など皆さんの意見をいただきながら、検討していきたいというのが本音である。

委員は、税で人件費を賄っているのだから、利用時のコストにまで人件費を含める必要がないとおっしゃっているが、確かに人件費の取扱いをどうするかについて議論はあるかもしれない。例えば市民全員が住民票を必要としている訳ではないので、今までのやり方だけでなく、トータルコストを下げるという努力なども考えながら、皆さんの意見をいただきながら、人件費の取扱いについて判断してまいりたい。

嶋田委員：次期行政改革大綱の骨子と本市民委員会のテーマがリンクしないといけない。例えば、住民票の発行手数料を300円から500円にしても、かかるコストを説明していけば、市民も納得してくれるだろう。手数料等の問題は落ち着くところに落ち着くと思う。手数料は氷山の一角に過ぎない。市はコスト削減等の行政改革を行うという前提が必要である。料金を改定するという受益者負担を前面に打ち出しておいて、行政が改革していくという理念がなければ、市民は納得しない。人件費の節減などを、市が取り組まなければ、単なる値上げになってしまう。市が骨太でしっかりした行革方針を打ち出せば、市民や議員たちも説得できるだろう。要は、市長のやる気の問題だ。

御牧会長：本市民委員会は、個々の料金を決めるのではなく、受益者負担の適正化について、見直す必要があるものなど今後のあり方を提言していくことがその役割となっている。そうした観点から提言を行ってまいりたい。

活発な意見交換、ありがとうございました。意見もたくさんでしたが、本日の協議の内容を踏まえて、総務部長から受益と負担についてまとめていただけてませんか。

総務部長：これまで、受益と負担について議論していただいたが、今回お示しした「たたき台」を基に、検討を進めていきたいと考えているのでよろしくお願

たい。次回までに、施設の管理コストにおける減価償却費部分を除いて計算したらどうなるか、算定して次回お示ししたい。

(2) 次期行政改革大綱の方向性について

事務局：資料「次期行政改革大綱骨子原案」により説明

御牧会長：事務局から、次期行政改革大綱の方向性について説明をしていただきましたが、ここまでの事務局の説明に対し、質問、意見等ありませんでしょうか。

進藤委員：確認ですが、資料の第1編の2の から と、第2編の各章とは内容が対応しているものか？

事務局：そのとおりである。

梅森委員：自分は県の指定管理者制度の委員を行っていて、色々と勉強させてもらったが、市では、いくつぐらいの施設について指定管理者制度の移行を考えているのか？

総務部長：とりあえず平成18年4月から28施設を指定管理者制度に移行する予定であり、それ以外にも市の公の施設は300以上あり、今後検討を進めることとしており、この委員会にも諮りながら方向性を決めていきたい。

阿部委員：社会福祉協議会については、私が知っている限りでは、色々な団体が入っており、市から出向している人もいる。電話や電気、事務所の使用料などほとんど無料で入っているようだ。そのような団体からも使用料等をいただくことも必要ではないか。各3セクも同様である。

御牧会長：事務局の説明に対する質問等はこれくらいにいたしまして、事務局から次期行政改革大綱の素案が示されましたので、その方向性について意見交換を行いたいと思います。いろいろな知恵をだしていただきたいと思います。

進藤委員：次期大綱骨子原案に「市町合併により…」を入れているのは良いと思う。また、第6章のコンプライアンスについては、是非盛り込んでもらいたい。コンプライアンスは、行政改革とはあまり関係が深くなさそうだが、考えようによっては、一番重要なことと考えている。

門間委員：第4章の中に記載されている「(仮称)行政コスト研究会」については、新たに設置するものなのか？

総務部長：新たに設置するものであり、コストを下げるための研究等を行うものである。

門間委員：受益者負担については賛成だが、適正なコストを基にした適正な料金でないと市民が納得できないものである。障害者や収入が少ないからと言って住民票がいらなくなる訳ではない。住民票の発行手数料の値上げには、弱い者いじめになるので賛成できないし、受益者負担100%という考え方には賛成できない。受益者負担の適正化については弱い者いじめにならないように検討していく必要がある。

総務部長：コストを如何にして下げるかが行革の大きな目的である。現行の使用料や手

数料について、試しにコスト計算を行い考え方をお示ししたものである。本当に負担が必要なものについては、値上げを検討するものである。弱い者いじめにならないようにとのことであるが、使用料等を改訂する際には、議会の議決を経るものであるので、簡単に料金を上げることができるものではない。

島澤委員：定員管理については数値目標を示すのに、給与の適正化については、数値目標がないのはなぜか？

また、民間活力の導入は良いことであり、なるべく多くのものを対象に検証して民間委託を進めて欲しい。是非対象となりそうな全ての事業等について検討して欲しい。

公共工事の適正化の「公共工事の必要性等についての事前評価の制度化」は、費用便益分析なのか？その研究会については、第三者機関を設置して欲しい。

進藤委員：「職務の性格や内容を踏まえた給与制度への見直し」は非常に大事なことであり、給与の適正化は是非進めていただきたい。「高齢者対策の実施」とは、具体的にどのようなことなのか？

総務部長：（島澤委員の質問に対して）給与は、制度なので何%減とするのは難しい。ちょうどこの後、人事院勧告等により、制度がガラッと変わるものなので、数値目標を示すことは難しい。努力目標を書き込むしかないのではないだろうか。

民間活力の導入については、対象となる全施設について検討し、大まかな分類を行い、計画的に指定管理者への移行や委託等を行っていきたい。

（進藤委員の質問に対して）高齢者対策とは、直接的には高齢職員の給与制度の適正化であるが、一方で退職者の再雇用などによりエキスパートの能力を活用し業務を行ってもらおうという意味である。

企画調整部長：公共工事費用便益などの事前評価について、国の補助金を使うときは市で委員会を開催しているが、市単独の工事の場合は行っていないので、今後、市単独の工事についても行っていきたいということである。

島澤委員：給与の適正化についても、例えば最終年度でトータル何%減とか、市民に対して、市の頑張りを見せられるのではないか。

総務部長：人件費や物件費などの内訳が複雑であるので、これらを精査したうえでなければ示しにくいものであるが、島澤委員のご提言を検討してみたいと思う。

梅森委員：「中央卸売市場のあり方の見直し」は、具体的にはどのような見直しとなるのか？

総務部長：中央卸売市場については、設置されたときの当初の目的があるのだが、例えば、大型店が市場を通さないようになってきたことなど、当初市で想定した機能がいかされていない点がある。骨子原案に記載しているのは、こうしたことについて、担当部局で考えてもらいたいと言う意味である。

嶋田委員：ごみ収集業務について、民間委託というイメージがわからないのだが・・・。

総務部長：実際には、半分程度を委託している。そのうちの市直営で行っている部分に

について検討するものである。ごみの収集は、直営の場合、一台のごみ収集車に3人が乗って作業しているものだが、民間の場合は2人で行っているなどコスト面でも民間委託の効果が期待できるものである。

阿部委員：市職員が収集すると、業務が8:30からなので、道路が渋滞している時間帯に作業しているが、民間の場合、早朝から業務を行うなど工夫している。

御牧会長：職業柄発言させていただければ、民間委託すると、車や人に係る維持管理経費も節減できるものである。

門間委員：人事の見直しには、人事異動のサイクルも含まれているのか？市民の立場からすると、人によっては数年で別の職場に異動し、専門性のない職員に対応されるのは困る。

総務部長：そのようなことのないよう、ベテランと新人を組ませるなど、サービスの確保に努めているところである。

門間委員：職員によっては、配属期間だけそつなくこなせばいいというふうに見受けられる者もいる。

総務部長：その点については、研修を充実させるなど対応してまいりたい。

島澤委員：市内の地方公営企業には、具体的にどんなものがあるか？上下水道局と交通局か？

総務部長：そのとおりである。市立病院は、会計は企業会計を採用しているが、地方公営企業法の全部適用ではない。

島澤委員：公営企業の中に3セク等は、含まれるのか？

総務部長：3セクは別である。第2編第3章第3項で見直しするものとしている。

細川委員：コンプライアンスの中に個人情報保護を強調する必要があるのではないか？

総務部長：個人情報保護については、個人情報保護条例はあるが、繰り返し徹底するよう取り組みを行ってまいりたい。各論でどういう行動をとっていくのか考えていきたい。

御牧会長：自然災害や危機管理については、市民が安全に生活できるよう、災害・軍事・テロ対策等にしっかり取り組んだ方がよい。

総務部長：そうしていきたい。危機管理については、盛り込むことを前提に考えてみたい。

門間委員：秋田市に転入したいと思わせるような、秋田市の売りみたいなものが何かないのか？

企画調整部長：その点については、企画調整部で来年度に向け新たな総合計画を策定する予定であり、施策の展開によって行う予定である。

門間委員：例えば、何が全国一安いとかないのか？

財政部長：現在、商工部で観光計画を策定しており、市外からのお客さんを増やしたいと考えている。

門間委員：客よりも人口であり、新たに秋田市に転入していただくことが重要である。

財政部長：産業構造の問題等があるので、人口を増やすことはそう簡単にはできないことである。

門間委員：例えば、秋田市を特区にして、希望者に田んぼを売れるようにするとか、できないか？

総務部長：現状では、田んぼは売れないが、似たようなものでは、市民菜園はある。

財政部長：予算を絞めるだけでなく、厳しい時代にどう対応していくのかということである。絞めたところから出た原資を必要なところに投入していければと考えている。

御牧会長：活発な意見交換、ありがとうございました。意見もたくさんでしたが、本日の協議の内容を踏まえて、総務部長から次期行政改革大綱の方向性についてまとめていただけませんかでしょうか。

総務部長：資料の取扱いについて、事務局が一方的に作成したものであり、今後市内部の行政改革推進本部会議に出して内容を検討したうえで、もう一度、この会議にかけることとなりますので、その点をご承知いただきたい。

御牧会長： 本日は、受益と負担、次期行政改革大綱の方向性について意見交換を行っていただきました。本日、本委員会に与えられた協議はこれで終わりますが、次回（第4回）の会議内容等については、総務部長から原案の説明をお願いいたします。

総務部長： 本日の委員会では、受益と負担の適正化に向けた基本的な考え方や次期行政改革大綱の方向性についてご協議いただきましたが、次回（第4回）の委員会においては、これまでの意見交換の内容を踏まえ、「受益と負担」など行政改革に関する特定のテーマに関する市へのご提言をいただくため、総合的なディスカッションをしていただきたいと考えております。事務局で、これまでの委員の皆様からいただいたご意見等を取りまとめる形で、提言の内容を整理しながら、ご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。また、次期大綱の骨子および構成について、本日の協議を踏まえたうえで、庁内担当部局とも相談のうえ、原案を提出したいと考えております。

3 その他

御牧会長：その他に移りますが、事務局から何かありますか。

事務局：次回（第4回）の委員会については、11月下旬の開催を予定しておりますが、詳細日程については、前回と同様に調整させていただきと思いますのでよろしくようお願いいたします。

また、本日の資料の送付の際に、第2回目の委員会の議事録の内容の確認をお願いしておりますが、内容等については、修正等があれば、この後、事務局に提出いただきますようお願いいたします。

4 閉会